

## 中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成28年5月19日第22回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。
2. 出席委員  
(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美  
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義  
(選任) 日高信行・久保田純一・石堂季男・戸田和代
3. 欠席委員  
(公選) なし  
(選任) なし
4. 日程 第1 会議録署名委員の指名  
日程 第2 会期の決定の件  
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について  
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について  
日程 第5 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について  
日程 第6 承認第2号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について
5. 議事  
(事務局長) みなさん、おはようございます。それではただいまから、第22回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに会長より、挨拶をお願いいたします。  
(会長) 挨拶  
(事務局長) どうもありがとうございました。本日の出席委員は13名出席で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは中種子町農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いしたいと思います。  
(議長) これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、12番下村委員、13番日高隆克委員を指名します。  
(議長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。  
(委員) 異議なし。  
(議長) 異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。  
(議長) 日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数4件、筆数12筆、面積14,639㎡、全て畑でございます。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の2番石堂委員の説明をお願いします。

(2番委員)はい、2番石堂です。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る5月7日、譲受人、〇〇〇〇さん、譲渡人、〇〇〇〇さん両方に聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積807㎡。大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積1,111㎡。大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積3,350㎡。大字野間、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-6、地目畑、面積621㎡。大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-6、地目畑、面積1,729㎡。大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,158㎡。大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積778㎡。計畑7筆の9,554㎡です。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈による経営開始となっております。番地につきましては同じでございますけども、〇〇〇〇さん宅を増築して、同じ所に住んでいるという状況でございます。場所でございますが、順番に説明した方が良いかと思ひまして、5番目の〇〇〇〇-6番地1,729㎡の畑ですが、これにつきましては〇〇〇〇から〇〇海岸に向かいまして約100m ちょっといったところの左側のほうに1mほど下がったところの畑でございます。それと4番目になりますけども、野間字〇〇〇〇-6、これは今の場所から自宅前を右のほうに行きまして約50m行ったところにこの〇〇〇の畑がございます。次に〇〇海岸のほうに向かいまして約100m 行ったところに〇〇の圃場整備が広がっておりますけども、これを100m 行った右手のほうに向かいまして、〇〇〇にこの〇〇の〇〇〇〇番の畑がございます。そこからさらに左手に下る道がございますが、両方圃場整備になっておりますが、そこを下って最初の畑がこの〇〇の〇〇〇〇番の畑です。そこは段々畑になっておりまして、三番目の畑が〇〇〇の〇〇〇〇番の畑になります。今度は6番目になりますけども、野間字〇〇〇〇〇〇-1、これは〇〇の十字路から〇〇〇〇に向かいまして200m ~ 300m 弱進むと〇〇〇〇さんの自宅がありますけども、その前をまっすぐに道がありまして、そこから100m 行ったところの左手にこの〇〇の畑がございます。7番目の〇〇〇〇番の畑ですが、〇〇〇〇から増田方

面に行きまして右手のほうに〇〇〇〇線がございまして、まっすぐ行きますと広域農道の〇〇〇〇がございまして、それを過ぎまして約100m 行ったところの右下に、この畑がございまして。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項順位2について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)7番の戸田です。議案第1号第1項農地法第3条申請所有権移転の順位2について説明をいたします。去る5月16日譲受人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査を実施しました。土地の所在、大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-12、地目畑、面積2429㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-19、地目畑、面積901㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-20、地目畑、面積466㎡。計3,796㎡です。譲渡人、住所宮崎県〇〇〇〇〇〇〇〇61番地、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町増田〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所につきましては、新空港に向かいまして〇〇〇〇に入ってきてまして〇〇〇〇を右手に入り、約800m先にある〇〇〇〇の100m手前の十文字から左手に入りまして、〇〇〇mぐらい進むと〇〇〇〇さんの元の住居があります。そこをずっと下っていきますと、現在住んでいらっしゃる〇〇〇〇さんの家の近くの右手の畑2枚と道反対の1枚畑がございまして。調査の結果、労働力、農業機械を確保しております。また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関してもこれまでと変わらず支障はないと思われれます。委員の皆様方のご審議の程を宜しくお願いいたします。〇〇〇〇さんは高齢のため娘さんのところへ引っ越すということで、その地域で一生懸命専業農家を頑張っている〇〇〇〇さんに土地を託すということを聞いております。以上です。

(議 長)ご苦労様です。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に第1項順位3について、担当調査委員の1番鮫島達委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい。1番、鮫島です。議案第1号第1項農地法第3条申請順位3

について説明いたします。去る5月12日午前8時半より、譲受人、〇〇〇〇さんのお母さんの〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地の現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-20、地目畑、面積677㎡です。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地7、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町納官〇〇〇〇番地13、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が贈与、譲受人が受贈となっております。場所については国道58号線の〇〇〇〇より〇〇〇〇に向けて〇〇〇mほど上がっていきまると〇〇〇〇があります。その道反対の右側の道路沿いの畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様方のご審議の程を宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に第1項順位4について、担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい。12番下村です。議案第1号第1項農地法第3条申請順位4について説明いたします。去る5月11日午後1時より、譲受人の〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積612㎡です。譲渡人、住所 鹿児島市〇〇〇〇〇〇〇32、〇〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地3、〇〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については県道熊野線に向かいまして〇〇〇〇、〇〇〇〇から〇〇〇〇に入りまして300m前後だと思えます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様方のご審議の程を宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号第1項順位1から順位4については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1から順位4については許可することに決定します。

(議長)次に、日程第4、議案第2号、「農地法第5条申請について」を議題とします。

この案について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第2号第1項順位1の農地法第5条申請について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所中種子町野間〇〇〇〇番地2。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所中種子町増田〇〇〇〇番地。申請農地の表示、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、地積495㎡。転用目的、一般住宅。申請理由、現在借家住まいのため、申請地を求め自己の住宅を建設したい。融資証明書も提出されており実現性ありと思われます。土地利用規制等は、都市計画区域外、平成28年2月17日に農振除外済の農振農用地外10ha以上の農地の広がりがあり第1種農地の集落接続施設と考えます。棟数・面積等は、居宅106.90㎡、倉庫48㎡、合計154.90㎡。建ぺい率は、31.29%です。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に議案第2号第1項順位1についての、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(7番委員)7番、戸田です。議案第2号第1項順位1農地法第5条申請の現地調査について説明いたします。この案件につきましては先日の5月11日午前9時10分より、濱脇会長、久保田委員、鮫島達委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立合の下、現地調査を実施いたしました。場所につきましては〇〇〇〇通過、〇〇〇〇を通過しまして、〇〇〇〇から〇〇〇〇の直線に入っていきます。その直線の外れの左手に〇〇〇〇さんの自宅があります。その先の一つ下の畑でございます。現在は牧草が生えております。申請人は、もともと、〇〇〇〇集落出身で昨年4月に〇〇〇〇〇〇、同集落で畜産を営む父の農業に従事するため、地域に根ざしていこうと自己の住宅を建築するため、申請地を求めるものです。周辺は道路及び農地・山林に囲まれ、また父の住宅、畜産施設及び畑等もあります。排水計画においても合併浄化槽を設置し側溝へと放流します。道路より下がった農地のため、盛り土・土留め工事も行い、被害防除計画記載の措置をとります。転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。また、情報では今後、認定新規就農者となる計画もあるとのことと担い手と位置付けられます。資金計画においても、金融機関からの融資証明書を添付してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆さんのご審議をお願いします。この〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの次男さんで、長男さんも畜産を営んでいるということで、兄弟で頑張り、これからも地域貢献をしていただけるものと思ひます。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員)ありません。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号第1項順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請」の第1項順位1については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議長)次に、日程第5、承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の5頁をお開きください。承認第1号、「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。平成28年5月31日を公告日とする利用権設定、賃貸借権21件、筆数64筆、面積144,007㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の6頁から43頁に添付しております。尚、利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に日程第6、承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の44頁を開いて下さい。承認第2号「農用地利用集積計画の一部変更について」を説明します。件数1件、筆数2筆、変更面積5,730㎡、契約年数6年、合意による解約でございます。詳細につきましては、資料45頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)質疑なし。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画

の一部変更の承認について」の件は，承認することに決定しました。  
(議長)これで，本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。平成28年第22回，中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労さまでした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者